

| | |
|------|------------------|
| 問合せ先 | 財政局税務部税制課税制係 |
| | TEL 082-504-2088 |

市税の申告・納付等の期限の延長について

1 支援策の内容

令和6年能登半島地震により被災された方の市税の申告・納付等の期限を延長します。

2 対象者

次の対象地域に住所・居所を有する個人及び主たる事務所・事業所を有する法人等

【対象地域】

富山県及び石川県

※ 対象地域については、国税についても申告・納付等の期限の延長がなされています。

3 延長する期限

令和6年1月1日以降に期限が到来する市税の申告・申請などの書類の提出及び納付・納入について、別途定める期日までこれらの期限を延長します。

申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災された方の状況に十分配慮しながら検討を行った上、別に定め、お知らせすることとしています。

4 手続の方法

対象地域内の方については、手続を行う必要はありません。

5 対象地域外の被災された方に対する期限の延長

前記の対象地域以外の地域に住所・居所を有する個人及び主たる事務所・事業所を有する法人等であっても、この度の地震により被災された方については、個別に申請することにより、市税の申告・納付等の期限が延長される制度がありますので、各市税事務所・税務室に御相談いただきますようお願いいたします。

6 お問合せ先

| 部 署 | 連 絡 先 |
|------------------------|--------------|
| 中央市税事務所第一市民税係（中区役所内） | 082-504-2564 |
| 南税務室（南区役所内） | 082-250-8946 |
| 東部市税事務所市民税係（東区役所内） | 082-568-7719 |
| 安芸税務室（安芸区役所内） | 082-821-4913 |
| 西部市税事務所第一市民税係（西区役所内） | 082-532-0942 |
| 佐伯税務室（佐伯区役所内） | 082-943-9716 |
| 北部市税事務所第一市民税係（安佐南区役所内） | 082-831-4935 |
| 安佐北税務室（安佐北区役所内） | 082-819-3913 |

| | |
|-------------------|--------------|
| 財政局稅務部市民稅課特別徵收係 | 082-504-2089 |
| 財政局稅務部市民稅課法人課稅係 | 082-504-2093 |
| 財政局稅務部固定資產稅課償却資產係 | 082-504-2127 |